

遺産分割調停について（説明）

遺産分割調停は、調停委員会（原則2名の調停委員と1名の裁判官で構成されています。）主催のもと、被相続人（亡くなられた方）の遺産をどう分けるかの話し合いをする場です。

裁判のように白黒をつける場ではありませんし、他の相続人の態度を非難したり、感情的な言い争いを繰り広げたりする場でもありません。相続人間で話ができなかった場合には、内容によっては、遺産分割とは別に、争う人が民事裁判等を起こさなければならないこともあります。

●当事者全員の合意が必要

調停では、全員が合意しないと「調停成立」となりません。個々の事柄について当事者全員で合意を積み重ねていくことにより（4頁の「遺産分割調停の流れについて」を参照してください。）、最終的な遺産分割調停の成立に至ることになります。

●調停の進行について

当事者双方の待合室は別です。1回の調停は2時間ほどで、原則として、同席で開始時の手続説明を行い、その後、申立人と相手方から交互に事情を聞き、期日の終了時に再度同席で次回期日の調整・次回期日に向けて準備すべきことなどの確認を行います。同席が難しい方は、進行に関する連絡表の該当欄に具体的な事情を記載してください。

●書類の提出について

あなたの主張、希望などはできるだけ書面にして提出してください。主張の際には、裏付けとなる資料も提出してください。あなたから提出される書類（主張等の書面及び資料等）は、他の当事者が申請をすれば、お見せすること（「閲覧」と言います。）やコピーすること（「謄写」と言います。）を認めることがありますので、提出書類は、他の当事者に閲覧・謄写されることを前提として、作成・提出してください。また、書類の提出にあたり、他の当事者へ交付してよい場合は、裁判所用とあなた以外の当事者の人数分のコピーを提出してください。

どうしても他の当事者には知られたくない情報が記載されている書類を提出する場合には、その部分を黒塗りするなど、読み取ることができないように処理したコピーを提出してください。黒塗りできない場合は、「非開示希望申出書」に必要事項を記入し、申出書の次に非開示を希望する書類を留めて提出してください。ただし、申出をされても、裁判官の判断により、開示される場合もあります。

1 遺産の範囲について

Q 遺産分割の対象になる遺産とは、どのようなものですか。

A 被相続人名義の**不動産、預貯金、株券、現金**などが一般的に考えられます。以下に気をつけていただきたい例を挙げています（(1)～(6)は、当然には遺産分割の対象となりません。）。

(1) **生命保険金**

保険金受取人として特定の人が指定されている場合には、原則としてその人固有の財産になり、遺産ではないと考えられています。例外的に後記3項の「特別受益」に準じて取り扱われることがあります。

(2) **相続開始後の賃料収入**（「果実」といいます。）

(3) **葬式費用・香典**

(4) **遺産管理費用**（固定資産税・支出賃料・家屋修理費用等）

(2)、(3)及び(4)は、原則として遺産分割の対象ではなく、地方裁判所などの裁判で解決されるべきものです。

(5) **祭祀財産**（祭具・墓など）

相続とは別の基準（慣習）で承継されるものであり、遺産分割の対象にはなりません。慣習が明らかでなく相続人間でも決められないので家庭裁判所の調停で話し合いたい場合には、別に祭祀承継者指定の申立てが必要です。

(6) **債務（負債）**

相続開始と同時に法定相続分で相続人が負担します。

◎ **遺産分割調停**においては、**相続人全員の合意**を条件に、(1)～(6)についても話し合うことができます。調停が成立せず**審判手続**になった場合、(1)～(6)については**必ずしも判断されとは限りません**。

（なお、債務については、債権者（金融機関等）から別途免除を受けなければ、請求を受ける可能性がありますので注意してください。）

相続人の〇〇が、被相続人の預貯金を隠したり、勝手に使っていると思うのですが…。

家庭裁判所の遺産分割手続において分割できる遺産とは、原則として、現存している財産です。遺産を管理している相続人は、他の相続人に対して、遺産がどれだけあるのかを報告するべきでしょうし、預貯金などを使った場合でも、その金額や用途を説明するべきでしょうが、その説明に納得できないときは、民事裁判で争うことになります。

「まだ他に遺産がある」と主張する人は、その遺産の存在を証明しなければなりません。相続人であることを証明する書類をそろえて金融機関に相談すれば、残高証明書や取引履歴を交付してもらえるところもあるようです。家庭裁判所が他に遺産があるかどうかを積極的に調査することはありません。

2 遺産の評価について

Q 不動産と預貯金を分割するときには、どのように計算するのですか。

A 不動産をお金で評価して他の遺産と合計し、各相続人の具体的相続分を計算します。不動産は相続人全員の合意があれば、固定資産税評価額や路線価などを参考にして評価することができます。

Q 不動産の評価について、相続人の間で対立するときはどうするのですか。

A 不動産の評価について、「もっと高いはずだ」、「そんなに価値はない」などと意見が対立している場合には、家庭裁判所が選任する不動産鑑定士に鑑定してもらう方法があります。ただし、鑑定費用を負担する必要があります。

3 特別受益，寄与分について

Q 特別受益というのは，何ですか。

A 相続人が，被相続人の生前に，あるいは遺言によって譲り受けた財産を「**特別受益**」といいます。遺産分割にあたって，特別受益を受けた相続人は，遺産の先渡しを受けたものとみなされて，その分を相続分から減らされることがあります。ただし，特別受益について争いがあるときは，その事実（特別受益を受けたこと）を証拠によって証明しなければなりません。

Q 寄与分というのは，何ですか。

A 例えば，相続人が，何十年も被相続人の家業に無償で従事したり，寝たきりの被相続人を自宅で介護したり，被相続人に自分の財産を提供するなどして，結果的に**遺産の維持・増加に貢献**したと認められる場合には，その相続人に「**寄与分**」が認められ，法定相続分より多くの遺産を取得できることがあります。

寄与分が認められるためには，「**相続人として通常期待されている家族の協力・扶助を超えた特別の貢献**」があったことを証明することが必要です。

4 分割方法について

Q 不動産を分割するには，どのような方法があるのですか。

A 次のような方法が考えられます。

- (1) **現物分割**（例えば，複数の不動産を相続人がそれぞれ取得するような分割方法です。）
- (2) **代償分割**（例えば，相続人のうちの1人が不動産を取得し，その他の相続人にお金（「**代償金**」と呼びます。）を支払う方法です。）
- (3) **換価分割**（不動産を第三者に売却して，その代金を分割する方法です。①不動産を取得したい相続人がいない場合，②取得したい人がいても，その人に代償金の支払能力がない場合などに考えられる分割方法です。）
- (4) **共有分割**（不動産を複数の相続人が共有する分割方法です。ただし，共有分割は，将来，共有者間で管理・処分方法などの意見が食い違ったときに，問題が生じる可能性があります。）

5 調停が成立しなかったら

Q 調停で，分割方法の合意ができなかった場合には，どうなりますか。

A 遺産分割の調停で相続人間で話し合いができなかった場合には，調停は「**不成立※**」となり，審判という手続に自動的に移行し，家庭裁判所が遺産の分割方法を判断することになります。

審判手続では，裁判官が法律に従って適正に判断します。審判手続において，相続人それぞれが期待したとおりの結果が出るとは限らないので，それぞれの実情に応じた解決をするためには，調停でよく話し合うことが大切です。

なお，審判に対して不服がある場合には，告知を受けた日から2週間以内に，「即時抗告」の申立てをすることができます。

※ 調停の経過をふまえ，不成立にすることなく，裁判所が調停に代わる審判（4頁参照）をすることがあります。

6 その他の手続

Q 遠方に住んでいて毎回調停期日に出席できない場合は，どうしたらよいですか。

A 特に意見がなく他の相続人で合意する分割方法でよい，あるいは法定相続分（民法900条）を取得できればよいといった場合などは，**回答書**にその旨記載してください。期日に出頭することなく，裁判所が調停に代わる審判（4頁参照）をすることがあります。

なお，自分の考えを調停に反映させたい場合には，調停期日に出席してください（最寄りの裁判所に向いて，電話会議で期日に出席できる方法もあります。）

Q 何も取得しなくてもよいので調停手続から離脱するには，どうしたらよいですか。

A 手続に関与したくない相続人は，相続分の譲渡又は放棄をした上で，その旨を裁判所に届け出て，手続から排除する旨の裁判（決定）を受けることにより，手続に関与しないですむことになります。

遺産分割調停の流れについて

遺産分割調停は、通常、次のようなプロセスで行われます。どこが問題になっているのかを念頭に置いて、調停に臨むようにしてください。

